別表第一の九十一の項の次に次のように加える。

九十一の二　出入国在留管理庁長官	日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）による特別永住者証明書の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの

別表第一の百五の項の次に次のように加える。

百五の二　国土交通大臣	マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）によるマンション管理士の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの

別表第一の百十六の項の次に次のように加える。

百十六の二　厚生労働大臣	臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十九号）附則第三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法の規定による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）による衛生検査技師名簿への登録に関する事務であって主務省令で定めるもの

別表第一の百十七の項の次に次のように加える。

百十七の二　総務大臣	国会議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号）又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

別表第一の百三十の項の次に次のように加える。

百三十の二　都道府県知事又は国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第十二項に規定する試験実施指定都市の長	国家戦略特別区域法による国家戦略特別区域限定保育士の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの

別表第一の百三十一の項中「支給」の下に「、指定医の指定」を加える。

別表第二を削り、別表第一を別表とする。

第二条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第七項中「掲げる事項」の下に「（外国人住民（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する外国人住民をいう。）にあっては、第二号に掲げる事項を除く。）」を、「記載され、」の下に「第十六条の二第一項の申請の日において本人の年齢が主務省令で定める年齢に満たない場合を除き」を加え、同項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二号中「第十七条第五項」を「第十七条第六項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　氏名の振り仮名（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十三条第一項第二号に規定する氏名の振り仮名をいう。）

第九条第三項中「（昭和二十二年法律第二百二十四号）」を削る。

第十六条の二第一項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第二項中「第四項」を「第五項」に改め、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の一号を加える。

3　住民基本台帳に記録されている者であって前項の規定により第一項の申請を市町村の長を経由して行うもの（当該市町村の長により次条第一項第二号に掲げる措置がとられた者に限る。）のうち個人番号カードの交付を速やかに受ける必要がある者として政令で定めるものに該当する者は、当該申請に併せて、機構から個人番号カードの送付を受けることを希望する旨の申出をすることができる。

第十七条第一項中「前条第四項又は第五項」を「前条第五項から第七項まで」に、「同条第三項」を「機構若しくは同条第四項」に、「第四項まで」を「第五項まで」に改め、同条第二項中「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第七項」を「第八項」に、「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「第五項」を「第六項」に、「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前二項」を「第二項又は前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前条第三項」を「前条第四項」に、「同条第五項」を「同条第七項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前条第三項の申出をした者（交付市町村長により第一項第一号に掲げる措置がとられた者であって、当該交付市町村長から機構に対しその旨の通知があったものに限る。）に対する第一項の規定による個人番号カードの交付は、政令で定めるところにより、機構が、その者に対し、当該個人番号カードを送付することにより行う。

第十八条の二第一項中「第四項及び第五項」を「第五項及び第七項並びに第十七条第三項」に改め、同条第三項中「第三項」を「第四項」に改める。

第三十八条の八第一項中「第十六条の二」の下に「及び第十七条第三項」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第四十四条中「第十六条の二第二項」の下に「及び第六項」を加え、「第四項まで及び第六項（同条第七項」を「第五項まで及び第七項（同条第八項」に改める。

（住民基本台帳法の一部改正）

第三条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十条の四十四の十二」を「第三十条の四十四の十三」に改める。

第七条第一号の次に次の一号を加える。

一の二　氏名の振り仮名（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十三条第一項第二号に規定する氏名の振り仮名をいう。以下同じ。）

第十七条第二号の次に次の一号を加える。

二の二　氏名の振り仮名

第十七条に次の一号を加える。

八　前各号に掲げる事項のほか、政令で定める事項

第二十条第五項の表第十二条第五項の項中「及び第七号」を「、第七号及び第八号」に改め、同表第十二条の二第四項の項及び第十二条の三第七項の項中「に掲げる事項及び」を「及び第八号に掲げる事項並びに」に改める。

第二十一条の三第五項の表第十二条第五項の項中「及び第七号」を「、第七号及び第八号」に改め、同表第十二条の二第四項の項及び第十二条の三第七項の項中「に掲げる事項及び」を「及び第八号に掲げる事項並びに」に改める。